

スルガバンクライン取引規定

スルガ銀行株式会社（以下、「当社」という。）と行なうスルガバンクライン取引（以下、「この取引」という。）は、この取引規定の定めるところによります。

1. 契約の成立

この取引の契約は、当社所定の方法により申し込み、当社が審査を行ない、当社が適当と認めて、当社が契約応諾通知書を発送することにより成立します。なお、他の既存取引の契約から本商品への切り替えを行なう場合には、所定の方法にて当社が変更手続きを行なうことにより成立するものとします。

2. 取引方法

- (1) この取引は、当社本支店のうちいずれか1か店のみで開設することができます。
- (2) この取引における当座勘定（以下、「この当座勘定」という。）の取引は、次の各号の取引とし、小切手、手形の振出、または引受けは、しないものとします。
 - ① 預金口座のキャッシュカードならびに専用ローンカードにより当社所定のATM機を利用した当座勘定の入出金取引。
 - ② 預金口座のキャッシュカードにより当社以外の他行等のATM機を利用した際に、預金口座の普通預金残高（総合口座取引規定による当座貸越の残高が限度額に達している場合も含みます。）を超える払戻しの請求をした場合。
 - ③ 3.による自動融資
- (3) この取引における当座貸越借入れは、(2)の取引により発生するものとします。
- (4) この当座勘定への入金は、直ちに資金化できるもの（通貨、または他預金からの振替など）に限るものとします。
- (5) お客さまは、(2)の取引に基づく借入金を事業の用に供しないことを確約します。

3. 自動融資

預金口座が、口座振替出金等のため資金不足となったとき、その不足相当額をこの当座勘定から自動的に出金します。これを自動融資といいます。ただし、預金口座の資金不足が、7.、8.の返済による場合を除きます。自動融資によりこの当座勘定から出金する場合には、当社所定の請求書の提出は不要とします。

4. 貸越極度額

- (1) 貸越極度額は、契約応諾通知書記載の金額のとおりとします。
- (2) 当社が契約応諾通知書で通知した貸越極度額は、当社が所定の審査のうえ適当と認めた場合には増額できるものとします。ただし、お客さまが増額を希望しない場合には増額を中止できるものとします。
- (3) お客さまは当社所定の方法により貸越極度額の増額申込をすることができます。
- (4) 当社が所定の審査のうえ適当と認めた場合には貸越極度額を増額できるものとします。

5. 取引期間

- (1) お客さまがこの取引に基づき当座貸越借入れを受けられる期間（以下、「取引期間」という。）は、契約成立日からその1年後の応当月の末日までとします。ただし、期間満了日までに当社からお客さまに期限を延長しない旨の申出がな

い場合には、取引期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。なお、76歳を超えて初めて到来する期間満了日以降は新たな貸越借入れを受けることができないものとし、ただし、当社と所定の取引がある場合は、この限りではありません。

- (2) 当社が(1)の期間延長に関する審査等のため、お客さまに資料の提供または報告を求めたときには、直ちにこれに応じていただくものとし、なお、財産、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社からの請求がなくても直ちに報告してください。
- (3) 当事者の一方から、期間満了日の前日までに、期間を延長しない旨の申出がなされた場合は、次によることとします。
 - ①期間満了日の翌日以降この取引による当座貸越は行ないません。
 - ②貸越元利金はこの取引規定の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済された日にこの取引は当然に解約されるものとし、
 - ③期間満了日に貸越元利金がない場合は、期間満了日にこの取引は当然に解約されるものとし、

6. 貸越金利息等

- (1) 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎月1日(銀行休業日の場合は翌営業日)に当社所定の利率または当社が特にお客さまに対して適用する利率によって計算します。利息の計算は、平年うるう年に関係なく、毎日の貸越最終残高の合計額×利率/365の算式により行なうものとし、
- (2) 利息は7.による定例返済に含めて支払うものとし、
- (3) 貸越利率は、当社の定める基準利率を基準として、基準利率の変更に伴って、引き上げ、または引き下げることができるものとし、
- (4) 本取引規定にしたがって、当社は、当社所定の利率を一般に行なわれる程度のものに変更できるものとし、
- (5) 当社に対する債務を履行しなかった場合の損害金は、19.5%(年365日の日割計算)とします。

7. 定例返済

- (1) お客さまは、毎月1日(銀行休業日の場合は翌営業日。以下、「定例返済日」という。)に前月10日(銀行休業日の場合は翌営業日、また期間満了後の場合は期間満了日)現在の当座貸越残高(以下、「基準日の貸越残高」という。)に応じて、次のとおり返済するものとし、

当座貸越残高	当月の返済額
1万円未満の場合	基準日の貸越残高+利息・遅延損害金
1万円以上 50万円以下	1万円
50万円超 100万円以下	2万円
100万円超 200万円以下	3万円
200万円超 300万円以下	4万円
300万円超 400万円以下	5万円
400万円超 500万円以下	6万円
500万円超 1,000万円以下 100万円毎	+2万円(8万円~16万円)
1,000万円超 3,000万円以下 500万円毎	+5万円(21万円~36万円)

- (2) 前月11日以降定例返済日前日までの間に随時弁済したことによって、定例返済日前日の当座貸越残高が(1)に定める返済金額未満となった場合には、(1)の規定にかかわらず、お客さまは定例返済日前日現在における当座貸越残高の全額、および利息・遅延損害金を返済するものとし、

- (3) 利息・遅延損害金の合計額が(1)に定める返済金額を超過する場合は、利息・遅延損害金の合計額を返済額とします。
- (4) 定例返済金の充当の順序は、①遅延損害金、②利息、③元本とします。

8. 自動引落とし

7. による返済は、自動引落としの方法によることにします。お客さまは、毎月定例返済日までに、預金口座に返済金相当額を入金するものとし、当社は、定例返済日に小切手または通帳および請求書なしで引落としのうえ、返済にあてるものとし、また、万一入金が遅延した場合には、入金後いつでも当社は同様の処理ができるものとし、ただし、預金口座の残高が返済金相当額に満たない場合には、当社はその一部の返済にあてる取り扱いは行なわないものとし、

9. 随時返済

- (1) 7. による定例返済のほか随時に100円単位で任意の金額を返済できるものとし、
- (2) 随時返済は、8. の自動引落としによらずATM機または当社営業店窓口において行ないます。
- (3) (2) 随時返済の返済金額は当座貸越借入金の範囲内といたします。
- (4) 当座貸越借入金について定例返済が遅延している場合は、当座貸越勘定への随時返済は行なえません。但し遅延金合計額を「預金口座」へ入金し、当社が8. により自動引き落としの処理を終了した後については前各項によりお取り扱いします。

10. 期限の利益の喪失

- (1) お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、お客さまは当社から通知催告等がなくてもこの取引によるいっさいの債務について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済するものとし、
 - ① 7. および8. に定める返済金の支払を遅延し、3か月後の返済日になっても支払わないとき。
 - ② 支払の停止または、破産・民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ④ 預金その他の当社に対する債権について仮差押えまたは、差押えの命令、通知が發送されたとき。
 - ⑤ 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によって、当社においてお客さまの所在が不明となったとき。
 - ⑥ 相続が開始し、当社が合理的な努力により調査したにもかかわらず相続人が見つからないとき。
 - ⑦ 本規定の義務に違反し、その違反が本規定の重大な違反となるとき。
 - ⑧ その他借主の信用状態が著しく悪化したことを銀行が知ったとき。
- (2) 次の各号の場合には、当社の請求によってこの取引によるいっさいの債務は、期限の利益を失い、お客さまは直ちに債務を弁済するものとし、
 - ① 当社に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。但し、前項第①号に規定する場合を除く。
 - ② お客さまが振出人あるいは引受人となっている手形または小切手が不渡りになったとき。
 - ③ この取引規定の一つでも違反したとき。
 - ④ この取引に関し当社に虚偽の資料提供または報告をしたとき。

◎前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

- (3) 前項において、お客さまが当社に対する住所変更の届け出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、届出住所に対する当社からの請求が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとしします。

1 1. 貸越の中止

- (1) 6. の利息の支払および、7. に定める返済が遅延している場合または、10. により本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失った場合には、新たな貸越借入れを受けることができないものとしします。
- (2) (1) のほか、金融情勢の変化、債権の保全その他相当の事由がある場合は、当社はいつでも利用限度額を減額、あるいは新たな貸越を中止することができるものとしします。
- (3) 前項により利用限度額の減額、あるいは新たな貸越の中止を行なった後、当該事由が解消されたことが認められた場合は、利用限度額を増額し、また、新たな貸越中止の解除をすることができるものとしします。

1 2. 解約

- (1) お客さまは、いつでもこの取引を解約することができるものとしします。この場合、お客さまは、当社所定の方法により通知し、直ちにこの取引による債務を全額弁済するものとしします。
- (2) 10. の各号の事由があるときは、当社はいつでもこの取引を解約することができるものとしします。
- (3) (2) によりこの取引が解約された場合は、お客さまは、本取引による債務を直ちに全額弁済するものとしします。

1 3. 当社からの相殺

- (1) お客さまがこの取引による債務を履行しなければならない場合には、当社は、貸越元利金等と預金その他当社の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとしします。
- (2) (1) によって相殺をする場合、債権債務の利息および損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により1年を365日とし、日割で計算します。

1 4. お客さまの相殺

- (1) お客さまは、支払期にある預金その他当社に対する債権とこの取引による債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
- (2) (1) により相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。
- (3) (1) によって相殺した場合における債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を当社の計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。

1 5. 占有物の処分

お客さまがこの取引による債務を履行しなかった場合には、当社は、占有している

お客様の動産、手形その他の有価証券（混蔵寄託による共有持分を含む）を、かならずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により取立てまたは処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の返済に充当できるものとします。

1 6. 債務の返済等にあてる順序

- (1) お客様にこの取引による債務のほか当社に対する他の債務がある場合に、当社から相殺するときは、当社は、債権保全上等の事由によりどの債務との相殺にあてるかを指定できるものとし、お客様は、その指定に対しては異議を述べることはできません。
- (2) お客様は、この取引による債務のほか当社に対する他の債務がある場合に、債務の返済または相殺をするときは、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- (3) お客様の上記指定がなかったときは、当社がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとし、その指定に対しては異議を述べることはできません。
- (4) お客様の上記指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は、遅滞なく異議を述べ、保全・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとします。
- (5) 上記によって当社が指定する債務については、その期限が到来したものとします。

1 7. 危険負担、免責条項等

- (1) 当社に差し入れた約定書等が事変、災害等やむを得ない事情によって紛失・滅失または損傷した場合には、当社の請求により代り証書等を差し入れてください。
- (2) この取引において貸越金支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証）について、当社が、届出の印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

1 8. 届出事項の変更

- (1) 氏名、住所、印章、電話番号、勤務先その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の届出用紙または当社が適当と認める方法により届出るものとします。
- (2) 前項の届出を怠ったため、当社に最後に届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

1 9. 報告および調査

- (1) 当社が債権保全上必要と認めて請求した場合は、お客様は信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- (2) お客様が、自己の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じる恐れがあるときは、当社からの請求がなくても遅延することなく報告するものとします。
- (3) 債権保全等の理由で当社が必要と認めた場合、お客様は、当社がお客様の住民票の写し、戸籍謄本、戸籍の附票の写し等を取得することがあること

を承認します。

20. 収入を証明する書類の提出等

- (1) お客さまは、当社が定期的にまたは必要と判断し、提出の依頼をしたときには、当社が適当と認めるお客さまの収入等を証明する書類（当社が必要と判断するときは、配偶者の収入等を証明する書類を含みます。以下、収入証明書類といいます。）を速やかに当社が指定する方法により当社に提出するものとします。また、当社からお客さまの収入等に関する照会があったときは、お客さまは、これに回答するものとします。
- (2) 第1項の収入等に関する調査の結果により、またはお客さまがこれらの調査に応じないときには、当社は、利用限度額を減額あるいは新たな貸付を中止することがあります。当社が、利用限度額の減額、または新たな貸越の中止をしたときでも、当社は、極度額の変更および新たな貸越の中止に関する通知・案内等は原則として行なわず、お客さまは、別途、所定の方法により随時、お客さまの極度額等の確認を行なうこととします。
- (3) 当社は、第1項により提出された収入証明書類について、原則として返却いたしません。

21. 取引規定の変更

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について、当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

22. 合意管轄

この取引に関して訴訟その他一切の法的手続の必要が生じた場合には、当社の本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

23. 成年後見人等の届出

- (1) お客さまについて家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当社に届出します。また、お客さまの補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始されたときも、同様当社に届出します。
- (2) お客さまについて家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときには、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当社に届出します。
- (3) お客さまもしくはお客さまの補助人・保佐人・後見人について、すでに家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始しているとき、または、家庭裁判所の審判により、お客さまについて任意後見監督人の選任がなされているときにも、前2項と同様に、直ちに書面により当社に届出します。
- (4) 前3項の届出内容に変更または取消が生じた場合にも同様に、直ちに書面により当社に届出します。
- (5) 前4項の届出前に、当社が各届出前の状況を前提として手続きを行った場合には、それにより生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

2 4. 個人情報の取り扱いに関する同意

お客さまは、別途定めのある「個人情報の取り扱いに関する同意書」の内容に同意するものとします。

2 5. 反社会的勢力の排除

(1) お客さまは、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不正に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2) お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

①暴力的な要求行為。

②法的な責任を超えた不当な要求行為。

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。

⑤その他前各号に準ずる行為。

(3) お客さまが、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して当社に虚偽の申告をしたことが判明し、お客さまとの取引を継続することが不適切であると当社が判断した場合には、当社からの請求によってお客さまは当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。また当社は、お客さまに通知することなく一切の取引を停止し、お客さまに通知のうえで本契約を含む一切の契約等を解約できるものとします。

(4) 前項の規定により、お客さまに損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をしないものとします。また、当社に損害が生じたときには、お客さまがその責任を負います。

(5) 第3項および第4項の規定により、債務が完済されたときに、本契約は終了するものとします。

2 6. 景品

当社の ANA 支店で行なうこの取引に限り、別途定めのある「スルガバンクライン景品規定」による所定のマイルを付与するものとします。

2 7. 電子媒体利用に関する同意

- (1) お客さまは、適用法令（法律、政令、省令、ガイドライン、およびそれらの改正を含む。）により認められる最大限の範囲において、当該適用法令の書面の交付を要求する条項に規定された書面の交付および通知その他の当社および保証会社の行為が、電子媒体を利用して提供されることに同意します。
- (2) 当社および保証会社が行なうお客さまへの書面交付および通知その他の行為は、お客さまが本契約の際に当社および保証会社へ提出した e メールアドレス（変更した場合を含む。）に当社および保証会社が送信したときに有効に完了したものとします。当社および保証会社は、当該書面交付および通知その他の行為が、お客さまの行為に起因して第三者に送付された場合でも、それについての一切の責任を負わないものとします。
- (3) お客さまは、いつでも当社および保証会社宛に当社および保証会社所定の方法で申し出ることにより、電子媒体を利用しない方法で当該書面交付および通知その他の行為を受けることを選択できます。

以上
(2020年4月1日現在)